

丹波市婚活マスター募集要項

結婚を希望する独身の方々が円滑に結婚できるよう、良きおせっかい焼きとなって出会いから成婚までの支援（以下「結婚相談支援業務」していただく、丹波市婚活マスター（以下「婚活マスター」）を募集いたします。

1 募集対象

次の要件をすべて満たす方。

- （１）市内在住で18歳以上であること
- （２）ボランティアで結婚相談支援業務を行えること
- （３）結婚紹介業者又は結婚紹介業者と契約している者ではないこと
- （４）暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等に該当していないこと
- （５）本人及び同一の世帯構成員に市税の滞納がないこと。

2 活動内容

次の活動を自主的に行っていただきます。ノルマ等はありません。

- （１）出会いの相談・仲介
- （２）婚活イベント情報等の提供
- （３）結婚することによる幸福についての意識啓発
- （４）その他、結婚を望む人を支援する活動

3 応募方法

婚活マスター登録申込書（様式第1号）と誓約書（様式第2号）に必要事項を記入押印の上、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等の写し等いずれか一つ）を添えて丹波市役所福祉部こども福祉課まで提出してください。

申込受付後、書類等による審査を通過した方に、講習会のご案内を送付いたします。講習会の受講後婚活マスターとして認定し、認定証の交付と、活動の際使用していただく名刺の配布を行います。

4 取消規定

次の行為があった場合は、認定の取り消しなどを行います。

- （１）上記1 募集対象の要件に反する行為があったと認められる場合
- （２）誓約書の記載事項に反した場合、又は虚偽の申告等が判明した場合
- （３）上記に関わらず、社会的信用を損なう恐れがある等、婚活マスターとして不適切であると認められる場合

5 留意事項

- (1) 活動はボランティアとして行っていただきます。営利を目的とした活動は禁止します。
- (2) 婚活マスターとして活動する場合、必ず婚活マスター証を携行してください。
- (3) 婚活マスター活動報告書により、市長に対して翌月10日までに前月分の活動報告をしていただきます。
- (4) 講習会のほか、活動報告を兼ねた意見交換会を開催します。（毎月1回）
- (5) 相談者及びその関係者等とのトラブルが生じて、市は責任を負いません。
- (6) 成婚が成立した場合は速やかに報奨金交付申請書を提出してください。
- (7) 婚活マスターが2名関わる婚姻についても、それぞれ報奨金交付申請書をご提出ください。（2名まで報奨金を受けることができます。）
- (8) 活動にあたっては、個人情報の保護に関する法律、丹波市個人情報保護条例を順守してください。